

「千葉市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例」 の一部改正（案）に関するパブリックコメント手続を実施します。

新型コロナウイルス感染症対策に関して、感染症等発生時の事業継続計画の策定、感染症の発生及びまん延の予防等に関する取組の徹底等について、厚生労働省令が改正されたことに伴い、保護施設等の設備及び運営に関する基準を定めている条例の一部改正をするものです。

この案について、皆様のご意見、ご提案をお聞かせください。

【案の公表場所】

- ・市ホームページ：<https://city.chiba.jp/go/pbc>
- ・市内施設での閲覧および配布：保護課（市役所1階）、市政情報室（中央コミュニティセンター2階）、各区役所の地域振興課、市図書館。

【意見の募集方法】

- ・募集期間：令和3年4月26日（月）～令和3年5月14日（金）
※郵送の場合は当日消印有効
- ・募集方法
「千葉市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）に対する意見」と書き、住所、氏名（ふりがな）または団体名・団体の所在地・代表者氏名（ふりがな）、電話番号・電子メール等の連絡先を明記の上、次のいずれかの方法により提出してください。口頭、電話での意見はお受けできませんのでご了承ください。
- ・提出先
 - 1 郵送：〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所保護課
 - 2 FAX：043-245-5541
 - 3 電子メール：hogo.HW@city.chiba.lg.jp
 - 4 持参：保護課（市役所1階）、各区役所の地域振興課

【市の考え方の公表】

いただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方は、令和3年5月下旬頃に公表する予定です。なお、住所、氏名等の個人情報は公表しません。

お問い合わせ先

千葉市保健福祉局保護課

電話 043-245-5241

FAX 043-245-5541

電子メール hogo.HW@city.chiba.lg.jp